

固定資産税・都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されているが、海外経済の不確実性や雇用不安の拡大、後継者不足などにより、中小企業・小規模事業者にとっては、依然として厳しい経営環境が続いています。

このような中、東京都が実施している固定資産税・都市計画税の軽減措置は、中小企業者等にとって、事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっています。

仮に東京都が、これらの軽減措置を廃止した場合、中小企業者等に与える経済的・心理的負担は極めて大きく、地域社会に与える影響が強く危惧されます。

よって、台東区議会は、東京都に対し、中小企業者等の経営基盤の支援強化を図るため、下記の事項を平成31年度以降も継続されるよう強く要望します。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月19日

台東区議会議長 河野 純之佐

東京都知事 あて